

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

(家畜遺伝資源法) に基づき**和牛遺伝資源を保護**しましょう。

和牛の精液・
受精卵の生産事業者
の皆様へ

この法律に基づき、**知的財産としての価値の保護**を受けるため、和牛の精液・受精卵を譲渡するときには、**契約等により、使用可能な範囲・目的を明示**しましょう。

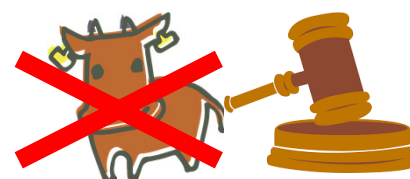
家畜人工授精師、
獣医師や畜産農家等
の皆様へ

契約等により示された**使用可能な範囲・目的を守って使用・譲渡等**を行い、**知的財産としての価値**を守りましょう。

不正流通の防止及び価値の保護のための措置

- ✓ **和牛の精液・受精卵**について、知的財産としての価値の保護の観点から、
 - ① **詐欺・窃盗により取得、譲渡等**することや、他人から預かったものを**不正に取得、使用、譲渡等**すること
 - ② **契約に違反して使用、譲渡等**すること
 - ③ ①、②を使って**生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等**すること
 - ④ ③を使って**生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵を譲渡等**すること
 - ⑤ ①～④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を受けること

これらに該当する行為に関して、**差止請求、損害賠償請求**が可能となっています。



- ✓ このほか、民事訴訟手続きの負担軽減が図られるとともに、裁判所による信頼回復のための措置命令の対象となります。

罰則の適用

- ✓ 不正競争への抑止力強化のため、悪質性の高い**不正行為**については、**罰則が適用**されます。

〔 個人の場合：10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金
法人の場合：3億円以下の罰金 〕

裏面もご覧ください ↓

